

■国土交通省(総合政策局)の低騒音型建設機械指定制度

規制対象

建設機械(ラフテレーンクレーン、オールテレーンクレーン、トラッククレーン等)
高所作業車は指定対象外機種です

適用開始日

昭和 58 年(1983)年

規制内容

国土交通省が低騒音型建設機械を指定し、直轄工事のうち、生活環境を保全すべき地域で行う工事で使用を推進しています。

低騒音型建設機械指定制度のまとめと対応方法

低騒音型建設機械指定基準			規制内容	規制への対応方法
機種	機関出力(kW)	騒音基準値(dB)		
ラフテレーンクレーン オールテレーンクレーン トラッククレーン	$P < 55$	100	国土交通省直轄工事で低騒音型建設機械の使用が指定されると指定されていない型式は原則使用できません。	低騒音型建設機械の指定を受けた機種への買換え。
	$55 \leq P < 103$	103		
	$103 \leq P < 206$	107		
	$206 \leq P$	107		

上表の騒音基準値から 6 を減じて得た値を下回る型式の建設機械には、低騒音型建設機械の標識に代えて、超低騒音型建設機械の標識を表示することができます。

○低騒音型建設機械指定制度の変遷

昭和 58 年	国土交通省(旧建設省)による低騒音型建設機械の指定開始
平成 9 年 10 月 1 日	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」が施行され、基準値が改定された。旧基準で指定された旧基準低騒音型建設機械('89 ラベル貼付)は、同規程附則第 2 項(経過措置)に基づき 5 年間は指定機械とみなされることとなった。
平成 14 年 10 月 1 日	旧基準低騒音型建設機械('89 ラベル貼付)が指定機械とみなされた 5 年間で平成 14 年 9 月 30 日で終了した。平成 14 年 10 月 1 日からは、新基準低騒音型建設機械('97 ラベル貼付)のみが低騒音型建設機械として取扱われる。

